

令和4年

第4回市議会定例会 議案第10号

函館市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
函館市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、函館市情報公開・個人情報保護審査会の設置および組織ならびに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置等)

第2条 次に掲げる法律または条例の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、函館市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号。次項および第7条第1項において「情報公開条例」という。）第16条

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第7条第1項において「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うとともに、情報公開条例による公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）の公開制度に関する重要事項について、実施機関（同条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項および第12条において同じ。）の諮問に応じて調査審議するほか、実施機関に対し、建議することができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長および副会長)

第5条 審査会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、第2条第1項の規定による調査審議を行う会議であって、これを公開することが適当でない認められるものを除き、その会議を公開するものとする。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（情報公開条例第16条の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）または法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（函館市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年函館市条例第 号）第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）に対し、公文書（

情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。) または保有個人情報(法第78条第1項第4号, 第94条第1項または第102条第1項に規定する開示決定等, 訂正決定等または利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては, 何人も, 審査会に対し, その提示された公文書または保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は, 審査会から前項の規定による求めがあったときは, これを拒んではならない。
- 3 審査会は, 必要があると認めるときは, 諮問実施機関に対し, 公文書に記録されている情報または保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類または整理した資料を作成し, 審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項および前項に定めるもののほか, 審査会は, 審査請求に係る事件に関し, 審査請求人, 参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項および第13条第1項において同じ。)または諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること, 適当と認める者にその知っている事実を陳述させまたは鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は, 審査請求人等から申立てがあったときは, 当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし, 審査会が, その必要がないと認めるときは, この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては, 審査請求人または参加人は, 審査会の許可を得て, 補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は, 審査会に対し, 意見書または資料を提出することができる。ただし, 審査会が意見書または資料を提出すべき相当

の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書もしくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、または第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第7条第3項もしくは第4項または第9条の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書または資料の読覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの読覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その読覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による読覧をさせようとするときは、当該送付または読覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による読覧について、日時および場所を指定することができる。

(意見等の聴取)

第12条 審査会は、調査審議等（第2条第2項の規定による調査審議（同条第1項の規定による調査審議を除く。）および建議をいう。以下この条において同じ。）を行うため必要があると認めるときは、調査審議等の事項について専門的な知識を有する者、実施機関の職員その他関係人の出席を求めて、意見または説明を聴くことができる。

（答申書の送付等）

第13条 審査会は、第2条第1項各号に掲げる法律または条例の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 審査会は、第2条第2項の規定による諮問に対する答申をしたとき、または同項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

（庶務）

第14条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（補則）

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（函館市情報公開条例の一部改正）

2 函館市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 公文書公開審査会（第20条～第24条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第25条～第27条の2） を

第5章 雑則（第28条～第31条） 」

「第3章 情報公開の総合的な推進（第20条～第23条）

第4章 雑則（第24条～第27条） 」 に

改める。

第10条第2項中「。以下同じ」を削り、「函館市公文書公開審査

会」を「函館市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「係る審査庁」を「対する裁決をすべき実施機関」に、「函館市公文書公開審査会」を「函館市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「審査庁（以下「諮問庁」という。）」を「実施機関」に改める。

第3章を削る。

第4章中第25条を第20条とし、第26条を第21条とし、第27条を第22条とし、第27条の2を第23条とし、同章を第3章とする。

第5章中第28条を第24条とし、第29条から第31条までを4条ずつ繰り上げ、同章を第4章とする。

（函館市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 前項の規定の施行の際現に同項の規定による改正前の函館市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第20条第4項の規定により委嘱された函館市公文書公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧情報公開条例第20条第4項の規定により委嘱された函館市公文書公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 附則第2項の規定の施行の際現に函館市公文書公開審査会の会長または副会長である者は、それぞれ、施行日に、第5条第2項の規定により審査会の会長または副会長として定められたものとみなす。
- 5 附則第2項の規定の施行前に函館市公文書公開審査会にされた諮問で同項の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について函館市公文書公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 6 函館市公文書公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して

知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 8 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

公文書公開審査会の委員	日額 5,000 円	を
個人情報保護審査会の委員	日額 5,000 円	

「

情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額 5,000 円	に
-------------------	------------	---

」

改める。

(提案理由)

情報公開・個人情報保護審査会を設置するため